

市からの 連絡帳

年金・保険

公的年金等の源泉徴収票が 日本年金機構から送付されます

令和2年中に国民年金・厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする公的年金を受けていた方に「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。確定申告などの際に添付してください。未着・再交付は☎にお問い合わせください。
※例年、1月下旬に送付(障害年金・遺族年金は非課税所得のため、送付されません)

- ☎ ●ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
※050から始まる電話からは
☎ 03-6700-1165
●武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411 (ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎
☎ 042-460-9825

東京都後期高齢者医療制度の被保険者へ 医療費等通知書を発送

ご自身の健康と医療について認識を深めていただくとともに、医療費の適正化を目的として医療費等通知書を1月下旬にお送りします。通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)、医療費等(自己負担分)を記載する予定です。

☎ 令和元年9月～令和2年8月の12カ月間に医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある方
※全ての被保険者に送付するものではありません。

☐注意
確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、令和2年1月～令和2年8月の診療等については、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。ただし、令和2年9月～令和2年12月の診療等については、翌年度の発送となりますので、申告が必要な場合はお持ちの領

収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります)。

☎ 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎ 0570-086-519
▶保険年金課 ☎
☎ 042-460-9823

福祉

生活つなぎ資金貸付

急を要する事情で一時的に金銭的に困りの方へ貸付を行います(上限2万円)。
※貸付には条件があります。詳細はお問い合わせください。
▶地域共生課 ☎
☎ 042-420-2808

暮らし

民間賃貸住宅への入居や 居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のあっせんなどを行っています。

- ◆住宅探しのお手伝い
担当者が住宅探しのお手伝いをする[※]
- ◆保証委託契約のあっせん
住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。
☎ 市に防犯活動団体登録をしている団体
☐補助金額 防犯資器材の購入経費など2分の1以内で1団体20万円[※]
※申請多数は、補助金を減額調整する場合^{あり}
☐申請期間 2月8日(月)～19日(金)
※本年度最後の申請受付になりますが、団体登録については随時受け付けています。
※詳細はお問い合わせください。
▶危機管理課 ☎ 042-438-4010

自治会などが所有する街路灯に 補助金を交付

道路管理課(保谷東分庁舎1階)にある申請書に書類を添付し、1月29日(金)までに下記へ提出してください。既に補助金を受けている団体には申請書を送付します。
▶道路管理課 ☎ 042-438-4055

募集

スポーツ推進委員


☎ 各種事業の計画・実施(年間20日程度)
☎ 対・定 在住・在勤・在学で次に該当する方・20人
●スポーツ・レクリエーションの実技・助言などができる ●スポーツ事業の企画・運営に積極的・献身的に協力できる ●自己の資質向上や市のスポーツ推進のために、研修会などに参加できる
※定例会議(毎月第3(木)夜間)^{あり}
◆令和3年度スポーツ推進委員会実施予定事業
●各種体力づくり教室(ニュースポー

ツ・ウォーキング^{など}) ●市民体力テスト ●市民団体への派遣活動
●ドッジボール大会^{など}
☐任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日
☐報酬 本市の規定による
☎ 1月29日(金)(消印有効)午後5時までに、市販の履歴書(A4判)を〒188-8666市役所スポーツ振興課(田無第二庁舎5階)に郵送または本人が持参(履歴書は返却不可)
☐選考 ●書類審査 ●面接試験(2月14日(日))
※選考結果は後日通知
▶スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818

廃棄物電話対応等事務補助員 (令和3年3月1日付採用会計年度任用職員)

☐採用人数 1人
☐試験日・方法 2月9日(火)・面接試験(個別)
☐報酬 時間額1,013円
☐募集要項 ごみ減量推進課(エコプラザ西東京)・市HPで配布
※詳細は募集要項をご覧ください。
▶ごみ減量推進課 ☎ 042-438-4043

マイナンバーカードを利用して e-Taxで確定申告をする方へ



ご利用には、署名用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードが必要です。カードの申請から受け取りまで約1カ月かかります。お早めにご申請ください。
※住民基本台帳カードを使用している確定申告はできませんので、ご注意ください。
◆マイナンバーカード申請方法
A：申請書を地方公共団体情報システム機構に郵送またはオンラインで申請し窓口で受け取る
B：窓口で申請をして本人限定受取郵便でご自宅で受け取る
☐Bの場合
時 平日：午前8時30分～午後5時
●夜間：午後5時15分～8時(第3(火) …防災・保谷保健福祉総合センター、第4(火) …田無庁舎)
場 市民課窓口
持 ①通知カード(マイナンバーが記

載された緑色の紙製のカード)
②個人番号カード交付申請書
③顔写真(縦4.5cm×横3.5cm。最近6カ月以内に撮影された正面・無帽・無背景のもの)
④本人確認書類(下記のうち2点)
●官公署発行の顔写真付きのもの(運転免許証・パスポート^{など})
●氏名に加え生年月日または住所が記載されたもの(保険証・年金手帳・預金通帳・社員証・学生証^{など})
⑤住民基本台帳カード(お持ちの方^{のみ})
※不足書類があった場合、窓口で申請を受けられません。カードはご自宅ではなく、窓口でのお受け取りになります。
※詳細はお問い合わせください。
☎ 西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎ 042-460-9845
▶市民課 ☎ 042-460-9820
保 ☎ 042-438-4020

税の申告に関する内容は6・7面をご覧ください

災害に強いまちづくり

耐震診断・改修^{など}

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンション・木造住宅およびブロック塀等の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

- ◆耐震アドバイザーの派遣
☎ ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法
☎ 分譲マンションの管理組合^{など}
☐派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}
◆耐震診断費用の助成
☐対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
☐助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}
◆補強設計費用の助成
☐対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準

に適合して補強設計を行うもの
☐助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}
◆耐震改修等費用の助成
☐対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修など(建替え・除却を含む)を行うもの
☐助成額 費用の23%(1,500万円)^{まで}
※緊急耐震重点区域の場合、1戸当たり30万円を加算(令和3年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります)

木造住宅

◆耐震診断費用の助成
☐対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

☐助成額 費用の2分の1(6万円)^{まで}
◆耐震改修等費用の助成
☐対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ
☐助成額 ①改修…費用の2分の1(90万円)^{まで}
②建替え・除却…費用の3分の1(30万円)^{まで}
※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。
◆耐震シェルター等設置費用の助成
☎ 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯
☐共通事項
●助成金額は1,000円未満を切り捨て
●助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター等設置はどちらか1回)

▶住宅課 ☎ 042-438-4052

☐対象住宅 木造住宅の「耐震診断」に同じ
☐助成額 費用の10分の9(30万円)^{まで}
ブロック塀等
◆耐震診断・改修・建替えおよび除却の助成
☐対象ブロック塀等 市内各小学校が定める通学路に面し倒壊の危険性があると判断されたもの
☐申請期限 令和3年1月29日(金)
※令和3年3月31日(火)までに工事が完了すること。
☐助成額 費用の3分の2(8万円/㎡)^{まで}

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。
※助成金については、各年度の予算の範囲内となります。